

沖縄県保険医協会会員数  
820名  
(5月1日付 現勢)  
全国保険医団体連合会会員数  
107,284名  
(5月1日付 現勢)

# 沖縄保険医新聞

発行所 沖縄県保険医協会  
〒902-0078 那覇市字識名1195-1  
大城産業ビル106号  
TEL (098) 832-7813  
FAX (098) 832-4482  
<https://okinawa-hk.com>  
発行人 高嶺朝広  
年間講読料1800円(会員の購読料は会費に含む)

沖縄県保険医協会会員数  
820名  
(5月1日付 現勢)  
全国保険医団体連合会会員数  
107,284名  
(5月1日付 現勢)

沖縄本土復帰50周年に向けて—

## 基地のない平和で豊かな沖縄を

1972年(昭和47年)5月15日に沖縄が日本に返還され、2022年で50年という節目を迎える。戦後27年間の米国統治を経て復帰した沖縄。これまでの50年を振り返り、協会役員を代表して照屋正信理事に思いをつづっていただいた。

### 私のアメリカゆー(世)の記憶

理事 照屋 正信



私は終戦2年後に生まれたのである。いわば戦争の申し子、ベビーブーム世代。その影響は私の子の世代まで及び、我が国人の構成をいびつにした。

これからおぼろげな記憶を頼りに日本復帰までの「私のアメリカゆー」を振り返つてみたい。アメリカ

ゆーとは日本の敗戦から日本復帰まで27年間続いたアメリカ統治下の時代

を沖縄ではこう呼ぶ。

（エピソード1 母の戦争

体験）

アメリカ軍は読谷海岸

から一斉に沖縄本島に上陸

開始。当時、読谷に間近な

北谷は、なだらかな平地が

広がる沖縄有数の稻作地

帯であり、父母一族は代々

そこで細々と農業を営み、

暮らしていた。沖合一帯を

埋め尽くす艦船や艦砲射

撃場が造られ始終、銃声が

散つたのである。

（エピソード2 母の戦争

（その2 穴山）

（その3 軍事演習）

（その4 鉄屑拾い）

（その5 米軍人のバー）

（その6 米兵の慰問）

（その7 暴行事件・墜落

事件）

（その8 米大統領来島）

（その9 米軍の犯罪）

（その10 沖縄の歴史）

（その11 沖縄の文化）

（その12 沖縄の自然）

（その13 沖縄の社会）

（その14 沖縄の経済）

（その15 沖縄の未来）

（その16 沖縄の歴史）

（その17 沖縄の文化）

（その18 沖縄の自然）

（その19 沖縄の社会）

（その20 沖縄の経済）

（その21 沖縄の未来）

（その22 沖縄の歴史）

（その23 沖縄の文化）

（その24 沖縄の自然）

（その25 沖縄の社会）

（その26 沖縄の経済）

（その27 沖縄の未来）

（その28 沖縄の歴史）

（その29 沖縄の文化）

（その30 沖縄の自然）

（その31 沖縄の社会）

（その32 沖縄の経済）

（その33 沖縄の未来）

（その34 沖縄の歴史）

（その35 沖縄の文化）

（その36 沖縄の自然）

（その37 沖縄の社会）

（その38 沖縄の経済）

（その39 沖縄の未来）

（その40 沖縄の歴史）

（その41 沖縄の文化）

（その42 沖縄の自然）

（その43 沖縄の社会）

（その44 沖縄の経済）

（その45 沖縄の未来）

（その46 沖縄の歴史）

（その47 沖縄の文化）

（その48 沖縄の自然）

（その49 沖縄の社会）

（その50 沖縄の経済）

（その51 沖縄の未来）

（その52 沖縄の歴史）

（その53 沖縄の文化）

（その54 沖縄の自然）

（その55 沖縄の社会）

（その56 沖縄の経済）

（その57 沖縄の未来）

（その58 沖縄の歴史）

（その59 沖縄の文化）

（その60 沖縄の自然）

（その61 沖縄の社会）

（その62 沖縄の経済）

（その63 沖縄の未来）

（その64 沖縄の歴史）

（その65 沖縄の文化）

（その66 沖縄の自然）

（その67 沖縄の社会）

（その68 沖縄の経済）

（その69 沖縄の未来）

（その70 沖縄の歴史）

（その71 沖縄の文化）

（その72 沖縄の自然）

（その73 沖縄の社会）

（その74 沖縄の経済）

（その75 沖縄の未来）

（その76 沖縄の歴史）

（その77 沖縄の文化）

（その78 沖縄の自然）

（その79 沖縄の社会）

（その80 沖縄の経済）

（その81 沖縄の未来）

（その82 沖縄の歴史）

（その83 沖縄の文化）

（その84 沖縄の自然）

（その85 沖縄の社会）

（その86 沖縄の経済）

（その87 沖縄の未来）

（その88 沖縄の歴史）

（その89 沖縄の文化）

（その90 沖縄の自然）

（その91 沖縄の社会）

（その92 沖縄の経済）

（その93 沖縄の未来）

（その94 沖縄の歴史）

（その95 沖縄の文化）

（その96 沖縄の自然）

（その97 沖縄の社会）

（その98 沖縄の経済）

（その99 沖縄の未来）

（その100 沖縄の歴史）

（その101 沖縄の文化）

（その102 沖縄の自然）

（その103 沖縄の社会）

（その104 沖縄の経済）

（その105 沖縄の未来）

（その106 沖縄の歴史）

（その107 沖縄の文化）

（その108 沖縄の自然）

（その109 沖縄の社会）

（その110 沖縄の経済）

（その111 沖縄の未来）

（その112 沖縄の歴史）

（その113 沖縄の文化）

（その114 沖縄の自然）

（その115 沖縄の社会）

（その116 沖縄の経済）

（その11



第13回

## 九州厚生局との懇談

### 質疑応答【後編】

2022年2月10日(木)に行われた九州厚生局(以下「厚生局」と)と保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」と)との懇談会で、九州ブロックから出した質問・要望についての回答である。今回の記事は、既に3月号1面で掲載した概要版の詳細となる。なお、この懇談内容の記事は、厚生局の確認を得ている。以下、九州ブロックからの質問に対する厚生局の回答と、関連する質疑応答などの詳細を掲載する。

今回は、4月号4面に掲載した質疑応答【前編】の続きを全て掲載する。

#### 《後半内容》

ここからは、過去の懇談での質疑応答のテーマの中から、以下の1~7のテーマを選んで今回の意見交換の議題とした。

#### 【個別指導・監査】

##### 1. 高点数による選定ではなく、機械的にローテーションで全員が個別指導を受けることについて。(第3回懇談: 2011年12月15日)

#### 【九州ブロック】

特に歯科では、訪問診療をされている先生やレセプトの取扱件数が少ない先生は、5年に1回は高点数で個別指導に選定されているという状況です。訪問診療に行くと平均点数が高くなるので、躊躇するところがあります。現在の個別指導のような形ではなく、教育的指導という形で、数枚のカルテで個別指導を行うという方法もあるのではないかと思います。

今回、過去の開示請求した資料を元に「平成29年度の個別指導の選定件数および実施件数(都道府県別)」をグラフ化してみました。九州では福岡以外は、ほぼ計画的に行われてますが、都市部は計画通りに行われていません。このグラフから高点数による個別指導は平準化されてなく、地域によっては温度差があることを考慮していただいて、本省には新しい指導大綱を作っていただければと願っております。

#### 【厚生局】

恐らく高点数の医療機関の中の上位4%程度の計画件数のグラフと高点数を理由とする選定件数のグラフだと思います。

都市部と地方でグラフに差があるのは、都市部では情報提供等が多く、それらを優先して実施しているからです。その一方、地方は情報提供等の件数が都市部と比べ少ないので、高点数を理由とする個別指導の実施が計画的にできているということだと思います。

本省には現場のご意見として伝えます。

#### 【九州ブロック】

本省で新しい選定指標を模索中ということで、歯科の方で先行して分析結果を出し、それに基づいて進めて行くということでした。2019年3月に「保険医療機関等の指導に関する新選定指標策定に係る調査分析に関する報告書」が公表され、それに基づいて新しい選定指標に向けた協議をされていると思いますが、厚生局として何か情報はありますでしょうか。

#### 【厚生局】

本省の方で協議していることは承知していますが、現時点では、新選定指標の策定には至っていないという状況です。

##### 2. 懇切丁寧な指導について。(第2回懇談: 2011年6月30日)

#### 【九州ブロック】

以前に比べ指導に関わるトラブルは減少していると感じていますが、引き続き、指導をする方も受けの方もルールに則って、より適正な保険診療、請求業務となるよう、指導の本来の目的が達成されるよう改めてお願ひいたします。

#### 【厚生局】

引き続き、懇切丁寧な指導を心がけていきたいと考えております。また、弁護士帶同や録音については、事前にお申出いただければ弁護士帶同時の注意事項の説明や録音が必要な理由の確認を行い、認めているところです。

#### 【九州ブロック】

以前に弁護士帶同に関して、弁護士は後ろに着席するよう位置まで指定されていたようなことがありました、現在はどうなっているのでしょうか。

#### 【厚生局】

あくまでも帶同ということで、同席ではありませんので席は基本的には別にされているかと思います。

##### 3. 被指導者からの質問時間を指導の場で設けることについて。(第3回懇談: 2011年12月15日)

#### 【九州ブロック】

個別指導時に医療機関からの質問時間を設けていただけないでしょうか。

#### 【厚生局】

指導に関する質問であれば構いませんが、指導は限られた時間の中で行いますので、指導に関係ない事項については別途FAX等でご質問ください。

##### 4. 個別指導の結果の判断基準について。(第7回懇談: 2015年11月19日)

#### 【九州ブロック】

「経過観察」や「再指導」等の個別指導結果の判断基準が明確に定められており、「再指導」は再度指導を行わなければ改善状況が判断できない場合であり、改善報告書等で改善状況が分かる程度のものは「経過観察」ということでしたが、より客観的な判断基準はないのでしょうか。また、指導結果の最終的な判断に際して、議事録等の文書は残していないとの回答でしたが、現在または今後、文書を作成して保存する予定はあるのでしょうか。

#### 【厚生局】

指導結果の判断は、担当者だけではなく、所長・課長・指導技官・事務官も含めて組織として判断しております。議事録等の文書は保存しておりません。

#### <指導医療官>

##### 5. 指導医療官の採用基準について。(第3回懇談: 2011年12月15日)

#### 【九州ブロック】

指導医療官の採用基準は、①臨床経験を有していること、②社会保険、保険診療を正しく理解しており、そのための知識の習得や医学上の専門知識の向上に積極的であること、③指導医療官の職務を公平かつ適切に行い誠実に実行することが認められる方、④経歴や人物等指導医療官にふさわしいと認められる方という基準に沿って面接を行い採用しているとのことですが、九州各県の指導医療官及び保険指導医の採用・委嘱(募集・面接から採用・委嘱決定まで)は、九州厚生局が行うのでしょうか。それとも各県事務所が行うのでしょうか。

また、例えば、眼科の医療機関の個別指導の際は眼科の指導医が個別指導を行うなど、同じ診療科の指導医が個別指導を行うことができるよう、当該診療科の医師を保険指導医として委嘱しているのでしょうか。

#### 【厚生局】

指導医療官については、募集・面接から委嘱まで、九州厚生局本局で行っております。また、保険指導医については、募集・面接までは各県事務所の方で行い、委嘱については九州厚生局の本局で行なっております。

保険指導医は、保険医療機関や保険医の指導とか監査関係業務を円滑に実施するために配置するものという定義になっております。もちろん眼科の保険医療機関の個別指導の際には、同じ診療科の先生が個別指導を行うことができるのが理想ですが、予算の制約やなり手がないといった地域の実情もあり、全ての診療科ごとに委嘱できていないのが現状です。また、指導を行うにあたり当該診療科の医師が必要か否かの判断については、各県事務所での判断になります。

##### 6. 九州管内の常勤・非常勤の医師・歯科医師の充足状況と、指導医療官に対する研修内容について。(第6回懇談: 2014年10月30日)

#### 【九州ブロック】

指導医療官の確保が全国的にも非常に困難な状況だとお聞きしております。大学病院等から派遣するなどの対策も講じられておりますが、九州管内の常勤医師・歯科医師及び非常勤医師・歯科医師の充足状況と、指導医療官に対する研修制度があればどのようなことが行われているのかをお教えください。

#### 【厚生局】

現在、佐賀県、宮崎県、鹿児島県で指導医療官が欠員になっております。欠員になっている県については、保険指導医を委嘱して円滑に指導できるよう努めているところです。引き続き指導医療官の確保に向けてホームページでの公募等の取り組みを行っています。

指導医療官の研修についてですが、まず、新任の指導医療官がいる場合は、毎年研修があります。また、東日本と西日本に分けて様々な判断に迷う案件を討議等する研修、隔年で本省主催の研修とブロックごとに行われる研修(本省主催の研修を行った翌年はブロックごとの研修というかたち)、あとは、九州管内の中で毎年1回指導医療官を集めての研修を行っています。

#### 【九州ブロック】

佐賀県、宮崎県、鹿児島県で欠員があるということですけれども、募集にあたってのハードルが高いのでしょうか。それとも応募が無いのでしょうか。

#### 【厚生局】

指導医療官は国家公務員になりますので、先生方からすると応募するに当たって、処遇面(給与、定年等)が一番のネックになっているものと考えられます。

#### 【九州ブロック】

国家公務員は兼業禁止の規定があったと思いますが、兼業可にしてはいかがでしょうか。そうすれば、多様な人材が集まりそうな感じがします。

#### 【厚生局】

若い先生が指導医療官になった場合は、条件付きで兼業を一部認められていますが、それ以外は兼業が認められておりません。

#### 【九州ブロック】

2014年の懇談時にDPCI群病院が指導医療官を派遣すれば診療報酬へ加算できる取扱いがありましたが、派遣している病院は私立の大学病院が多いのでしょうか。

#### 【厚生局】

この当時は指導医療官を派遣すると若干加算がありましたが、現在はそのような取扱いがありません。

## &lt;選定時の類型区分&gt;

[7.集団的個別指導及び個別指導の選定における類型区分について。\(第10回懇談:2018年11月1日\)](#)

## 【九州ブロック】

歯科も医科同様、訪問診療を行っている医療機関は平均点数が高くなる傾向がありますが、一方で歯科は医科とは異なり、類型区分が「歯科」の一つだけです。従って、訪問診療を熱心に行っている医療機関は、結果として高点数で集団的個別指導の対象になってしまいます。地域包括ケアシステムにおいて在宅医療を推進しながら、訪問診療を熱心に行えば高点数で指導の対象になるということになれば本末転倒です。つきましては、歯科の類型区分について、訪問診療の有無を考慮するなど実態に則した区分を設けていただくよう本省に要望としてお伝えください。

## 【厚生局】

本省へはいただいたご要望を報告しております。本省でも検討していることは承知していますが、具体的な見直し策定には至っておりません。

## 【九州ブロック】

在宅医療での緊急時や夜間、休日の加算点数が高く設定されているのはありがたいのですが、さらに平均点数が高くなるため算定しづらいこともありますので、出来れば早く類型区分を設けていただき、例えば、訪問診療を何件以上行っている歯科医療機関は別枠で行うなどの対応をしていただきたいと思います。歯科の場合は、専門で訪問診療を行っているところは少なく、通常診療の傍らに訪問診療を行っているということでその分、点数も高くなります。また、コロナ禍で受診抑制もあって来院患者のレセプト件数が少くなり、さらに訪問診療に行くとまたレセプト1件当たりの平均点数が高点数になるというジレンマもありますので、可能な限り早期に類型区分を設けるよう本省にお願いしたいと思います。

また、歯科も医科と同じように院内処方と院外処方がありますので、前回懇談で

も要望したのですが、歯科についても平均点数算出時に点数の補正を設けていただきたいと思っております。

## &lt;その他&gt;

## 【九州ブロック】

令和4年1月25日に厚労省保険局医療課医療指導監査室から各地方厚生(支)局宛に「令和4年度における指導監査等について」の事務連絡が発出されています。その中で、令和4年度の集団指導と集団的個別指導の実施形式は次のようになっています。

## (1)集団指導(指定時、更新時、登録時)

実施する。なお、eラーニングによる実施を原則とするが、地域の実情に応じ集合形式での開催も可能とする。

## (2)集団的個別指導

集合形式により実施する(感染状況により資料配布、動画配信も可)。

この実施形式(集合形式or動画配信など)に関して、九州管内につきましては、九州厚生局として管内の方針を決められるのでしょうか、もしくは各県事務所で判断するのでしょうか。

## 【厚生局】

集団的個別指導の実施形式については、本省事務連絡に基づき、原則、集合形式により実施することになりますが、感染状況により資料配布、動画配信も可とされています。

九州管内においては、各県事務所のみで判断するわけではなく、各県の感染状況について、厚生局と各県事務所で判断したうえで、実施形式を決めて指導を行っていくことになります。

**中小法人・個人事業者のための  
事業復活支援金**

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間  
2022年1月31日(月)～5月31日(火)  
※申請前に必要な登録確認機関による事前確認の実施は5月26日(木)まで

給付額  
中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。  
給付額 基準期間<sup>※1</sup>の売上高×1か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額  
売上高減少率 個人 法人  
年間売上高<sup>※2</sup>  
1億円以下 1億円超～5億円以下 5億円超  
▲50%以上 50万円 100万円 150万円 250万円  
▲30%以上50%未満 30万円 60万円 90万円 150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

給付対象  
①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。  
① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者  
② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、  
2018年11月～2021年3月の間に任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して  
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により受けた給付金、補助金等は、各月の事業収入から控除されます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

※申請の流れや、具体的な内容について  
は、経済産業省HP(「事業復活支援金」)をご覧ください。沖縄県保険医  
協会のHPからも確認できます。



**保険医年金 申込受付中!!**

**申込締切日:6月25日(土)**  
**加入日:9月1日**

予定期率:1.140%(2022年7月1日から適用)

1口	限度額
月 払	1万円 通算30口(月額30万円)まで
一時払	50万円 申込1回につき40口(2千万円)まで

**保険医年金の魅力**

- 4種類の年金受給方法、一時金として受取り、口数単位での受取りなど多彩な受取りが可能
- ご都合に合わせて口数単位での掛金の払い込み中断・再開が可能
- 一般生命保険料控除の対象となります
- 万一の場合、積立中・受給中でも遺族受取人が残額を受給できます
- 新規申込は満74歳、増口加入申込は満79歳まで可能

「ああ、もういい加減、現実逃避したい!自由に外食したい!旅行行きたい!力ラオケ行きたい!」と幾度思ったことだろう。医者である前に、私も一人の人間なのだ。気づけば、パンデミックを見舞われてから早2年が経ち、私の唯一の楽しみは、三度の食事と週末のお菓子の爆食になつた。こんなはずじゃなかつた…。当院では、「発熱肺炎難民を出さない」というスタンスの元、第1波から発熱外来を創設、特にコロナ診断に力を入れてきた。車に乗ったまま移動、窓越しに診察を受けた後、車中で会

計と薬の受け取りを済ませ、帰宅できる。名付けて院長ご自慢の(?)「ドライブスルー発熱外来」だ。パンデミック当初は、PCR検査を行うにも逐一保健所の許可を得る必要があり、検査のハードルが高すぎ、診断まで難渋することも少なくなかつた。だが、今では医師の裁量で自由にPCR検査が行え、診断効率が格段に向上了した。加えて、当院ではPCR検査機も購入、診断まで自院で完結できるようになり、「ドライブスルー発熱外来」と「自院PCR検査」で突っ走ってきた。

個人防護具をまとい、屋外で走り回りながらの診療の為夏は滝のようになれる汗はまるでサウナ状態。冬は防護具を着ていて

現で第6波に突入。感染者が爆発的に増えると、体制も、患者受け入れのキャパシティには限界がある為、約

もすさま風が白衣の中に入り込んで寒く、強い北風でフェイスシールドは吹き飛ばされ、雨の日はびしょびしょ状態。これだけ体を張つてやっているのだから、少しは痩せそうだが、悲しい事にコロナ太りまっしぐら。

そんなクソ忙しい発熱外来だが、「コロナ or 非コロナ」を判断するだけではなく、「非コロナ」であれば、鑑別診断を想定し、必要に応じて検査を追加、確定診断を行うよう努めている。言うまでもなく「非コロナ」でも重症化したり、見逃してはいけない疾患も数多くあるからだ。例えば発熱や気道症状などを主訴に来院した患者が、急性白血病や肺結核、肺癌、細菌性肺炎であつた症例を今まで経験した。

やがてオミクロン株の出現で第6波に突入。感染者が爆発的に増えると、体制も、患者受け入れのキャパシティには限界がある為、約



もすさま風が白衣の中に入り込んで寒く、強い北風でフェイスシールドは吹き飛ばされ、雨の日はびしょびしょ状態。これだけ体を張つてやっているのだから、少しは痩せそうだが、悲しい事にコロナ太りまっしぐら。

そんなクソ忙しい発熱外来だが、「コロナ or 非コロナ」を判断するだけではなく、「非コロナ」であれば、鑑別診断を想定し、必要に応じて検査を追加、確定診断を行うよう努めている。言うまでもなく「非コロナ」でも重症化したり、見逃してはいけない疾患も数多くあるからだ。例えば発熱や気道症状などを主訴に来院した患者が、急性白血病や肺結核、肺癌、細菌性肺炎であつた症例を今まで経験した。

やがてオミクロン株の出現で第6波に突入。感染者が爆発的に増えると、体制も、患者受け入れのキャパシティには限界がある為、約

もすさま風が白衣の中に入り込んで寒く、強い北風でフェイスシールドは吹き飛ばされ、雨の日はびしょびしょ状態。これだけ体を張つてやっているのだから、少しは痩せそうだが、悲しい事にコロナ太りまっしぐら。

そんなクソ忙しい発熱外来だが、「コロナ or 非コロナ」を判断するだけではなく、「非コロナ」であれば、鑑別診断を想定し、必要に応じて検査を追加、確定診断を行うよう努めている。言うまでもなく「非コロナ」でも重症化したり、見逃してはいけない疾患も数多くあるからだ。例えば発熱や気道症状などを主訴に来院した患者が、急性白血病や肺結核、肺癌、細菌性肺炎であつた症例を今まで経験した。

やがてオミクロン株の出現で第6波に突入。感染者が爆発的に増えると、体制も、患者受け入れのキャパシティには限界がある為、約

もすさま風が白衣の中に入り込んで寒く、強い北風でフェイスシールドは吹き飛ばされ、雨の日はびしょびしょ状態。これだけ体を張つてやっているのだから、少しは痩せそうだが、悲しい事にコロナ太りまっしぐら。

そんなクソ忙しい発熱外来だが、「コロナ or 非コロナ」を判断するだけではなく、「非コロナ」であれば、鑑別診断を想定し、必要に応じて検査を追加、確定診断を行うよう努めている。言うまでもなく「非コロナ」でも重症化したり、見逃してはいけない疾患も数多くあるからだ。例えば発熱や気道症状などを主訴に来院した患者が、急性白血病や肺結核、肺癌、細菌性肺炎であつた症例を今まで経験した。

やがてオミクロン株の出現で第6波に突入。感染者が爆発的に増えると、体制も、患者受け入れのキャパシティには限界がある為、約